

第28回平成21年12月与謝野町定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成21年12月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時59分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野稔	書記	河邊恵
--------	-----	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	宇野準一	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	西村良久
住民環境課長	永島洋視	水道課長	吉田達雄
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課主幹	城崎敏一	福祉課長	佐賀義之

5. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案第166号 災害復旧事業の施行について

(提案理由説明)

日程第 3 議案第 167号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算 (第9号)

(提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

本日、お二人の議員の皆さんに、きょうの一般質問を締めくくっていただきます。一つよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

13番、今田博文議員の一般質問を許します。

今田議員。

13番(今田博文) それでは、第28回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の一般質問は人材育成、それから下水道事業、それから学校現場についての3点について質問をいたします。

今日、地方分権の時代を迎え、より地域の実情にあった自主、自立、そして創意工夫のできる自治体への転換が求められています。そのためには、町にとって資源や財産である人材を十分活用していくことが、何よりも大切なことではないかと思えます。まず、人材育成についてお伺いいたします。

この件につきましては、与謝野町が誕生した直後の第2回6月定例会において質問させていただきましたが、あれから4年近くが経過しました。人材育成の、その後の取り組みや意識改革の浸透度などについて、もう一度お尋ねをいたします。

平成18年6月定例会においての町長の答弁は、新町が抱える課題は多く、職員研修など、職員の資質の向上なり、ソフト面の充実が求められていることは合併の一番のメリットとして上げられております。行政の効率化、職員の職務に関する専門性の向上は言うに及ばず、その専門性をいかに高めつつ、実際の町政に反映させ、役場が文字どおり住民に役に立つ場所として、住民の皆様を活用していただけるかは、私に課せられた最重要の役割であると考えております。経済が低迷します中で、役場の雰囲気まで低迷することはありません。かえって役場に来ると元気がもらえると言われるようにならないかならなければならないと思っております。

このように、職員研修の必要性、重要性については、町長も認めておられました。自治体には、基本的に二つの役割があると言われております。一つは住民に対し安定的な公共サービスを提供する役割であります。地域に暮らす人々に対して、安全で安心して暮らせるよう、ゆりかごから墓場までにかかわるさまざまな公共サービスを提供する役割があります。医療、福祉、教育、文化、身近な公共施設、住民情報の管理など、その領域は広範囲にわたり基礎的自治体と言われる市町村の役割は大きなものになっています。

もう一つは、地域を公共的観点からマネジメントし、持続可能で魅力あるまちづくりを行う役割であると言われております。人口減少化傾向や社会の閉塞感に加え、昨今の経済情勢の厳しさ、雇用や失業に対する不安、老後への不安など、将来への希望が見出せない中で、住民にあすへの

希望を抱かせることができるか、問題は山積ではありますけれども、自治体経営をしているという感覚や姿勢、住民に対する満足度の高い公共サービスの提供が求められています。このように、町を担う職員さんの職員研修の充実や意識改革は、重要な位置づけとなっています。そこで次の4点について伺います。

1点目、この4年近く職員研修にはどのように取り組みをされ、資質の向上や研修成果については、どのように評価をされておりますか。

2点目に、意識改革についてであります。地方分権により、権限や責任がふえても、それに見合う財源確保ができるかという、なかなかそうはいかない厳しいものがあります。これを打ち破るには、意識改革により経営能力を高め、一人一人が克服していくことが求められています。町民の皆様は株主で、その信託を受けて役場の仕事をさせていただいているとの意識での面での改革が必要でありますと町長もおっしゃっておられました。町長が必要と思われていた意識改革の浸透は、どのぐらい進んだと認識されておりますか、お聞かせいただきたいと思えます。

三つ目に、政策形成能力についてであります。合併は足腰の強い自治体をつくることも目標であったはずであります。それは財政面だけではなく、人事の活性化を図り、政策能力の向上、意欲と能力を高める政策形成能力の充実こそが、真に自立する自治体に生まれ変わることはないかと思えます。このことについては、どのように感じておられますか、伺いをいたします。

4点目に、職員の中途採用、民間の会社への派遣研修についてであります。現在、職員採用の年齢は、一般事務職大卒で26歳、高卒で20歳になっています。この年齢制限を引き上げて、社会経験者や民間会社への勤務経験者も応募できるように改める考えはありませんか。また、職員の民間会社への派遣制度を導入して、大きな成果を上げておられる町もあります。民間から町長に就任され、職員や住民の意識改革をなし遂げられた長野県下條村の伊藤村長であります。就任当時の職員はぬるま湯、前例主義、仲よレクラブであったと、当時は振り返っておられます。こんな雰囲気や環境を一気に変えたのが、全職員をホームセンターへ研修に行かせることでした。その効果はてきめんであり、1週間で職員の意識が変わり、一人で何役もこなすようになったと報告されています。職員の中途採用や民間会社への職員研修については、どのように考えておられますか。伺いをいたします。

次に、下水道事業についてであります。下水道事業は宮津湾流域下水道として、昭和59年から事業着手されました。平成5年から供用開始され、与謝野町では、平成7年、岩滝、平成8年に加悦、野田川が供用開始に至っています。今現在、公共下水、農業集落排水、合併浄化槽の3事業で町の水洗化事業が進められています。公共下水と農集排は、分担金や使用料は同一基準、同一料金で進められていますが、合併浄化槽の形態は違う形になっています。

そこで、次の3点について質問します。

一つ目に、公共下水と合併浄化槽の一世帯当たりの維持管理費はどのようになっていますか、お聞きをします。

次に、下水道使用料に大きな格差があり、改善が求められています。同じ町に居住しながら、住んでいる場所が違うだけで、好むと好まざるにかかわらず周辺部は合併浄化槽の導入になります。現在、使用料の料金体系はどうなっていますか、伺いをいたします。

3点目に、料金体系が違う中、公平公正の観点から一体的な料金体制に改めるべきだと思いま

すが、どのように考えておられますか、お聞きをします。

次に、学校現場について質問します。

小中高生の暴力行為、最多の6万件、生徒間、過半数、対教師が大幅増と新聞紙上で大きく報道されました。文科省は全国の小中高校を対象にした08年の問題行動調査を発表いたしました。それによりますと、児童・生徒の暴力行為は、発生件数は5万9,618件で、前年度13%増になっています。そして、過去最多を更新をいたしました。また、いじめの認知件数は8万4,648件と、前年より16%減少したものの、依然高い水準であることがわかりました。文科省の聞き取り調査によりますと、感情をコントロールできない児童・生徒の増加や、規範意識やコミュニケーション能力の低下が増加の背景にあると分析しています。5万9,618件の内訳は、小学校6,484件の1,270件増加しています。中学校が4万2,754件、5,951件増加しています。高校が1万380件、359件の減となっており、小学生の件数が24%と、大きく増加をしています。京都府での発生は前年度より315件ふえて2,613件ののぼり、生徒1,000人当たりの発生率は、全国平均4.2件に対し、京都府は9.2件で、全国ワースト4位となり、その多さに府の教育委員会は、学校の荒れが広がっているというより、一部の学校で件数がふえたと認識している。対人トラブルを、暴力ではなく言葉で解決できるように、ケースに応じた教育指導を一層強めるとしています。

埼玉県の50代の男性教師が勤務していた学校では、突然キレてクラスメイトに殴りかかる生徒がいました。とめに入ると頭突きをされ、足をけられてあざができた。掃除中に遊んでいたのを注意した教師2人に殴りかかった中学3年生男子生徒を逮捕、修学旅行で男性教師に打撲を負わせた男子生徒を逮捕など、対教師暴力はふえているのは、積極的に学校が警察に通報するようになった背景もあると言われていています。以前は、表ざたにしたいくないという意識から、警察に通報するのはためらったケースも多くありましたが、最近では、学校も治外法権ではないと明確にした方が落ちつくなどの理由で、対教師暴力はふえているというふうに関紙上では報道されています。

諸富明治大学教授は、教師への暴力をきっかけにうつになり、最終的にやめていく教師が多い、大混乱ではないが、地雷がいつ爆発するかわからないのが、今の学校現場だと語っておられます。

そこで、本町の暴力やいじめについて伺います。児童・生徒の暴力行為が3年連続で増加し、過去最高の件数になっています。本町での実態はどのようにになっているのか報告いただきたいと思ひます。

2点目に、いじめは全国的にも減少傾向にあり、京都府でも前年度944件だったのが693件に減少していますが、本町はどのようにになっているのか、伺ひます。

最後に、暴力行為やいじめに対して、学校現場にどのように指導されているのか、指導方針について教育長のお考えを伺ひたいと思ひます。以上です。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

今田議員の1点目、人材育成についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初の職員研修は、4年間どのように取り組んでこられ、資質の向上、成果については

どのように思っておられるかについてでございますが、職員研修につきましては、限られた予算内ではありますが、毎年、経験年数や専門性などを考慮して計画的、かつ有効的な研修を受けさせたいというふうな思いで、職員に積極的に参加をさせているつもりでございます。

今年度におきましても、京都市町村振興協会主催によります新規採用職員研修、5年目の職員研修や係長研修などの階層別研修、それに住民税、固定資産税等の専門研修に、延べ38名を参加させました。研修を終了した職員には報告書を提出させておりまして、これを見ますと、多くの職員が今後の業務に生かせる充実した研修であったと報告しておりますし、特に専門性の高い研修を受けた職員からは、日常業務の中での疑問点などを質問することができ、確信を持って業務に当たれるとの感想が聞かれるなど、職員資質の向上や、専門性を高める上で大いに役立っているものというふうに考えております。

2点目の意識改革はどの程度浸透したと感じておられますかというについてでございますが、町民との協働のまちづくりを目指す中で、毎月、各庁舎で行う朝礼の場で、職員には住民の立場に立って行動する職員。効率性を常に意識した経営感覚あふれる職員。町民に信頼される豊かな人間性を持つ職員。新たな課題に挑戦し続ける職員となってもらいたいとの思いを話させていただいたり、これら理想とする職員像を意識しながら、日常業務に当たらせるため、人事評価制度を活用して、その浸透に努めていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の政策形成能力の充実は、大きな課題であったが、どの程度達成できているかとのことでございますが、職員の政策形成能力については、まず、職員が町民の中に入ってじかに町民の声を聞き、そのニーズを確実につかむ中で、おのずと生まれてくるものであろうというふうに思っております。

現場を抱える事業課の職員を中心に、積極的に町民の声を聞く中で各種事業の展開に活用させていただいているものと思っておりますので、この点でも成果は上がっているものと考えています。

4点目の中途採用や、民間の会社へ職員研修などの考えはありませんかとのことでございますが、現在、職員採用は、事務職を例にとりますと、4月採用時に26歳までの方に門戸を開くなど、数年、一般企業を経験した方でも受験が可能です。ただ、特殊な技術者を除き、事務職で係長以上の職に中途採用者を雇用することは、現在のところは考えておりません。また、民間会社への職員研修につきましては、その必要に応じて柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目の下水道事業についてお答えいたします。

最初に、ご質問の1点目、公共下水、農集排、合併浄化槽の一世帯当たり維持管理費はと、2点目、公共下水道と合併浄化槽の使用料に大きな差がある、どのような状態になっているかにつきましては、関連がございますので、あわせてお答えしたいというふうに思います。

まず、標準的な家庭を4人家族として、下水道使用料と浄化槽の維持管理費について比較いたしますと、下水道使用料につきましては、水道使用料が月に25立方メートルでございます。この場合の下水道使用料は月に3,075円となり、年間3万6,900円となります。農集集落排水につきましては、公共下水道と全く同じでありますので省略させていただきます。

次に、合併浄化槽の年間の維持管理費についてでございますが、法律の定めるところにより、

年1回の水質検査、年3回以上、保守点検及び年1回の汚泥清掃が必要となります。浄化槽の大きさにより金額にばらつきがありますが、標準的な7人槽で大体、年間の維持管理費が11万円前後となり、先ほど申し上げました年間の下水道使用料3万6,900円と比べましても、年間7万円を超える。そうした差が生じているのが実情でございます。しかしながら、これはあくまで標準的な例で算出しておりますので、一概に、すべてがそうだとは言えないのも実情でございます。浄化槽の設置につきましては、浄化槽区域でありましたら、与謝野町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により、国、府の補助に加え、町の割り増し補助により、浄化槽の大きさによりばらつきがありますが、個人負担は15万円から30万円程度となり、下水道区域で必要な受益者分担金と同等の負担で浄化槽を設置していただけます。しかしながら、浄化槽設置後に必要となります維持管理費につきましては、現在のところ何の補助制度がなく、すべて個人負担となっておりますので、このことが、浄化槽の設置がなかなか進まない大きな原因というふうに考えております。

最後に、3点目の公平公正の観点から、一体的な使用料金体制にするべきとのことですが、町といたしましては、環境負荷の軽減を図るためにも、少しでも早く浄化槽を設置していただくことが必要と考えており、今田議員ご指摘のとおり、住んでいる場所により負担していただく金額に差が出ることは大きな問題というふうにとらえておりますので、維持管理補助の新設も含め、下水道区域と浄化槽区域で個人負担の差を縮めるようにするには、どのような方法がいいのか、現在、調査研究を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、できるだけ早期に結論を出し、議会にもお示ししたいというふうに考えておりますので、今後のご協力をお願いし、私からの答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

今田議員の、私へのご質問にお答えをいたします。

児童・生徒の暴力行為につきまして、本町の実態についての最初のご質問でございます。

まず、暴力行為の定義と、それから集約の仕方についてであります。文部科学省では、暴力行為とは、児童・生徒が故意に有形力、目に見える物理的な力を加える行為として、その非暴力行為の対象によって、対教師暴力、教職員に対する暴力行為ですね。それから生徒間暴力、何らかの人間関係がある児童・生徒同士の行為、それから、それ以外の対人暴力、それから、もう一つは器物損壊行為、つまり学校の施設、設備等の損壊行為、この4形態に分けて集約しております。

京都府におきましても、それから当町におきましても、この形態に分けて集約をしておるわけでございます。18年度、合併してから今日まで、18年度以降の当町、中学校におきましては、組合立橋立中学校を含みますけれど、小学校では18年度に生徒間暴力、友人間のトラブルが1件です。と20年度に器物損壊、下校時に雪投げをしていて、民家の窓ガラスを破損した。が1件発生している程度であります。

中学校では、18年度に対人暴力、高校生に対する暴力でございます、それが1件。

それから、19年度に生徒間暴力が2件、それから20年度には生徒間暴力が5件、読書中に席を取るために耳を引っ張られたことに対して、立腹して暴力行為に及んだ、あるいはまた、

名前を連呼してからかったことに立腹して暴力行為に及んだ。あるいはまた、かばんをけられたことに立腹して暴力行為に及んだ。それから、体育の授業中に砂を投げられたことに立腹して暴力行為に及んだというような5件でございます。そして、器物損壊が1件ございます。これは町内施設に落書きをした、そのような発生状況でございます。

それから、21年度、ことしに入りまして、小学校では生徒間暴力が1件、これは友人をエアガン等で撃ったという行為でございます。

それから、中学校では対教師暴力が2件、これは友人間のトラブルに対して教員が指導に入ったことに対して、反発して暴力行為に及んだ。

それから、部活動中の違反を指導しているのに反発して暴力行為に及んだ。この2件でございます。

そしてまた、器物損壊が2件。これは指導中にパニック状態となって、窓のガラスを破損した。それからもう1件は、町内施設への落書きでございます。このように21年度現在までのところ、このような状態でございます。

このように町内におきましては、橋立中学を含めまして、比較的落ちついた学校生活がおくれているように思っておるわけでございますけれど、今報告いたしましたように、やや平成20年度よりちょっと件数、人数とも増加傾向にあることは否めません。

次に、いじめについての把握の仕方についてお尋ねでございますけれど、いじめの定義につきましては、ご案内のとおり、平成18年度に見直されまして、いじめに当たるかどうかの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとされています。つまり相手の認識の問題が基本原則になっておるわけです。これは差別の問題、それからセクシャルハラスメントの問題、それからパワーハラスメントの問題につきましても同じように、受けた方の認識が基本前提になっているわけでございます。そのように、当該児童・生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしたしました。

以前は、この間に継続的という状態があったわけでございますけれど、それが削除されまして、ただいま申し上げたような、そういう定義になっております。したがって、起こった場所は、学校内外を問わないこととして、集約をしております。

18年度以降、本町における認知件数を集約しますと、18年度は小学校で2件、中学校で1件、それから19年度は小学校で2件、中学校で2件、それから20年度は、小中ともゼロ件でございました。21年度は11月末現在でございますけれど、小学校で1件、中学校で1件認知されております。このように、平成20年度を除き、小・中学校とも年間件数におけるいじめの減少の実態でございます。事象の内容といたしましては、力の比較的弱い立場の児童・生徒に対して単独、あるいは複数で行為を繰り返すケースが見られております。

例えば、小学校5年生のケースでございますけれど、机をけったり、筆箱を隠したりの事象でございます。

それから、中学校1年生では、髪を引っ張ったり、体育用のハーフパンツをずらしたりしたような、そうしたいじめでございます。いずれにしましても、いじめは1件であっても人の命を奪うことでもあります。重大な問題としてとらえまして、弱い者をいじめることは、人間として絶



対に許されない行為との強い認識に立って、いじめを許さない学校づくりの推進に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後の指導方針についてで、お尋ねでございますけれど、過日報道されました、先ほど今田議員がご質問の中で取り上げておられました、文部科学省の問題行動調査から見ます全国の分析と同様の傾向が当町においても伺えます。少子化、都市化、あるいは核家族化などの社会の変化や科学技術の進展に伴います子供社会に与えた大きな影響が背景にあると指摘されておるとおりでございます。

例えば、ゲームや携帯電話の急激な普及により、直接相手の表情を目で見たり、耳で聞いたり、感じたりすることが少なくなり、他人の心身の痛みを感じ取ることが弱くなってきている実態もでございます。また、よく指摘されますように、仮想社会と現実社会の区別があいまいになり、命に対する感覚も弱くなっているように思われます。少子化や核家族化の進展とともに、家庭生活が変化してきており、子供が帰宅しても会話する家族が不在であったり、地域に出ても遊ぶ友達がなくて、遊んだり、話をしたりする機会が減少してきているのは皆様方、ご存じのとおりでございます。

こうしたことが自分の気持ち、あるいは思いを言葉で表現し、伝えることが難しく、そして、できず、ついつい言葉にする前に手や足が出てしまう子供が増加してきていることは、先ほど、識者が指摘されているとおりでございます。

また、友達との豊かな遊びが不十分なために、手かげんを加えることもできず、相手に傷を負わせるまで攻撃してしまう傾向も見られるという指摘がありますが、背景につきましては、先ほど申し上げたような状況の中から、このようなことが生じてきているんじゃないかと思っておる次第でございます。いずれにいたしましても、こうした状況を踏まえ、学校におきましては問題事象の早期発見、早期対応を合い言葉として取り組みを進め、人権教育を基盤に思いやりの心をはぐくむとともに、言葉と体験をキーワードとして、教育及び指導の充実を図っているところであります。家庭や地域社会が一体となって、自分の気持ちや思いを出せる時間と場を確保し、思いやりの心やコミュニケーションの能力を培うとともに、社会生活を営む上での必要なルールや物事の解決の仕方を粘り強く言動で示していく取り組みを推進していく必要があるかと考え、そのような対応を、各学校に求めているところでございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） それぞれご答弁をいただきました。たくさん質問をさせていただきましたので、少し脱線をするかもわかりませんが、そのときは議長、よろしくお願いします。

まず、人材育成でありますけれども、研修については計画的、積極的に府の研修に参加するなど、充実した研修に努めているというふうな答弁があったんですけども、確かに、そういうふうな研修に参加をされる。このことも非常に、知識として研修をされるということも大事なことだろうというふうに思うんですけども、質問の中で申し上げました、いわゆる体の研修ですね、自分がどこかへ行って研修をすると、長野県の下條村のことを申し上げましたけれども、ここではホームセンターに研修に行かせたという事例の報告があったわけですけども、そのことによって意識が大きく変わったというふうなことが報告されています。町長の答弁では、柔軟に対応したいと、民間への研修は柔軟に対応したいというふうなことがあったわけですけども、柔軟

に対応をしたいということは、十分そのことも視野に入れて、今後、考えていきたいというふうな発言だというふうな受けとめさせていただいてよろしいのでしょうか。

それから、政策形成能力の関係でも成果は上がっているというふうな報告といたしますか、町長の答弁があったわけですけれども、今、本当に自治体の置かれている立場といたしますか、環境というのは非常に厳しいものがあるんだというふうに思っています。自治体の組織や仕組みを変えても、やっぱりその職員さんの能力、姿勢、やる気、これにやっぱりゆだねられる部分が、非常にウエートが大きいのではないかなというふうに思っておりますので、そういう方面での、もう少し力を入れていただきたいというふうに思っています。

4年前の町長の答弁でありますけれども、職員教育につきましては、合併してから役場に行っても、職員があいさつをしなくなった。また、来庁者を無視して知らんぷりしている。こんな批判を耳にすることがあります。旧野田川町時代から、その都度、職員に注意をしてきた経過がありますと、こういう答弁をいただいたわけですけれども、こういったことは既に解消されて、十分、職員さんはあいさつもされているというふうな認識で町長はおられるのかどうか、このことについてもお聞きをしたいというふうに思います。

下水道の関係ですけれども、非常に自己負担と言いますか、下水道料金に差があるということで、今お聞きをしたわけですけれども、答弁によりますと、個人負担を縮める努力を早期にしていきたいという答弁があったんですけれども、いつごろを視野に入れておられるかということと、どういう形で個人負担を縮めると。これの解消にどういう形で料金体系をつくっていくのか、これをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、教育問題ですけれども、府教委のコメントがあったんですね、暴力行為やいじめ対策、これについてのコメントがありました。京のまなび教室、これは放課後、地域の人や大人と触れ合うと、こういう事業といたしますか、教室だというふうに伺いました。こういうことの充実に努めていきたいと。それから、市や町の教育委員会と十分連携をしながら、このいじめや暴力対策に対処していきたいと。それから、社会総がかりで教育に取り組んでいきたいと、こういう府教委のコメントがありました。府教委のコメントはそうなんですけれども、やはり現場はもう少し、どういたしますか、実態に沿ったといたしますか、今の子供はこういう環境により、こうなんだから、こう対処したいというふうなことももう少し、教育長、そういう一面も答弁をされたというふうに思うんですけれども、そういう方向も大事なかなというふうに思っています。

専門家の方のお話といたしますか、本を読ませていただきますと、親や教師など、これ小学生のことなんです、小学生のときが一番大事だと、そういう時期にやっぱり十分対応なり、対処をすれば、中学校、高校では暴力や不登校や、そんなものは起きないと、この人はおっしゃっているんですよ。その人はどうおっしゃっているかと言いますと、小学校は親や教師など、大人の期待にこたえようと、無理を自覚できないまま頑張ってしまうと、そのため親の期待にこたえて、塾や習い事、スポーツクラブなど、何でも頑張ってしまうと。何でも、早くに塾に行かせたり、スポーツクラブにやるのがいいのではなく、少し無理があるというふうに指摘をされています。

それから、幼少期から小学時代までの無理が中学校での不登校の激増や、高校中退、社会的引きこもり、少年事件、いじめなどの形で噴出してきます。親や大人のかかわり方によって、子供の将来は大きく左右される。小学生という年齢に見合う適切なかかわり方が必要だというふうに

おっしゃっております。

また、こういうこともおっしゃっているんですね。暴力行為やいじめがあるのを後ろ向きにとらえるのではなくて、ここは学校を変えるチャンスであると、こうもおっしゃってますね。小学生時期は、親が子供にかかわることができる最後の時期です。非常に大切な時期です。小学生は、まだ親の手の届くところにいます。しかし、中学生になると親の手はほとんど届かなくなります。親が通っていたころの小学校では考えられないようなことが、現在の小学校では起こっています。キレる子供、学級崩壊、いじめ、このことを困ったことととらえるのではなく、子供を理解するチャンス、学校を変えるチャンスとしてとらえ、子供のSOSを、親や教師が的確にとらえ、発達段階に応じたかかわり方をすれば、その後のさまざまな問題を未然に防ぐことができるというふうに、この専門家の方はおっしゃっています。

子供は家庭、学校、そして地域で育てるとよく言われます。今、こうして暴力やいじめが多発をしている現象の中で、今、報告がありましたけれども、少し減少傾向にあるということは、教育長の報告でわかったんですけれども、学校と家庭と、我々は地域の人間です。もう子育ては終わりました。子供にかかわることも少なくなってまいりましたけれども、このことについて、地域がかかわる、どういうふうにかかわっていったらいいのかなというふうに、私自身は思っておりますけれども、教育長は地域がかかわるということについては、どういうふうなお考えといたしますか、見識を持っておられるのかお聞きします。

以上、2回目の質問、よろしく申し上げます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

今田議員さんおっしゃったように、やはり職員でも同じことを研修いたしましても、やはりそれを受けとめる個人の能力によって大きく変わってくるかというふうに思います。ですから、職員にあいさつが必要だという基本中の基本につきましても、わかっている、何も意識的に無視をしているわけでもなく、そういう習慣がなかなか身につけていない職員も、まだまだあろうかというふうに思います。しかし、当初よりはだいぶ、お互いに役場で出会いますときでも声が出るようになったのではないかと、それを見ておりますと、当初よりはよくなってきているのではないかなというふうに思います。

ただ、100%できてるかと言われますと、その辺のところは、やはりできていない者もいるのではないかなというふうに感じております。

それと、またその外部へ、そうした機会をつくるという意味で、先ほどホームセンターに職員を派遣されたお話も聞かせていただきました。柔軟にということ、そういうことも含めて対応がしていきたいと考える方向でいきたいということですが、その前に町の中でも担当課によっては、例えば、商工観光課当たり、いろいろな皆さんと一緒に、京都の堀川の商店街で物産を売るような、そういう場面にも、仕事上、そうしたときにも出ていきますけれども、そのときでも、やはり「いらっしゃいませ」だとか、「ありがとうございます」とかいう声が、なかなか出てなかったのが、今回、昨年ですか、あたりも元気に、そうしたことができるようになったり、そういういろいろなイベントや、そうした事業を通じて職員も、それぞれそういった面については、ステップアップしていつているのではないかなというふうに思いますし、そうしたことは、

例えば敬老会であったり、そのほかのオータムフェスティバルであったり、町がかかわってしま  
す、そうしたイベントの中で、それぞれの職員が人との交わる、そうした経験の中で身につけて  
いっているのではないかなというふうに感じております。そうしたことも意識づけをしながらや  
るといことが大事なかなというふうに思いますので、今後につきましても、そうした点も引き続  
き、一つでもいい結果が出るようなことを考えさせていただきたいというふうに思っています。

例えば、住民、考え方の中で政策形成の部分につきましても、それぞれの職員が、やはりいろ  
いろなアイデアなり提案をしてくれています。例えば、皆さんにもお世話になりました福祉の方の  
どこでもプラン、ああいったものを企画をする。また、今回、住宅改修の、そうした補助制度を、  
やはり職員の中から、そうしたものをを出してくる、小さいことでもですけども、いろいろな工  
夫やら、そういう提言やら、非常に前向きな発想で持って進めてきて、この4年間、当初より、  
そうしたことが非常に強く感じられるようになってまいっています。そうした意味では、少しずつ  
ではありますけれども、そうした人材の育成についても、各自が自覚した中で努めてくれている  
なというふうには感じております。しかし、まだまだ、目だるいところがあるかと思ひますし、  
そうした点につきましても、また、ご指摘をいただけたらというふうに思ひます。

それから、下水道事業につきましても、もう既に与謝あたりの地元に出かけました折には、そ  
うした方向で進めていきたい旨を、担当課の方からも申し上げておりますので、そんなに遠く  
ない時期に具体的なご提案がさせていただきたいというふうに思ひております。今、いつとい  
うことは、ちょっとまだ言及しかねますけれども、できるだけ早い時期に、その件についても整理  
してご提案が申し上げたいというふうに思ひております。

1 3 番 (今田博文) 中身を・・・。

町 長 (太田貴美) それも含めまして。

議 長 (森本敏軌) 垣中教育長。

教 育 長 (垣中 均) 私への質問について、お答えをしたいと思ひております。

子供を育てていく、健全に育成していくための地域のかかわり方について、どのようにお考え  
かということをございます。

議員、ご指摘のとおり、今、日本では、子供たちの健全な育成のために、社会総がかりで当  
たるべきだということが唱えられておるわけでござひますし、それに沿った施策も打たれてい  
るところでござひます。

いわゆる、その中で議員、先ほど述べられましたように、今よく言われてますのは、学校、家  
庭、地域が連携をして、そして、子育てに当たるべきだということを言うわけですし、私どもも、  
そのように保護者の方々、地域の方々に申しておるわけでござひますけれども、よく考えます  
と、かつては如実にそうであったと思ひるわけでござひますけれども、家庭も学校も、実はこれは  
等間隔であるものではないんですね。地域の中に家庭があり、学校があるわけなんです。した  
が、いまして、今、文明がどんどん進んでいく、世の中が進歩発展していく中で、何かそれら  
が別々のようなものに受けとめられていったと、そしてお互いが、その果たすべき役割を持  
つてますので、そちらの方に責任をすべて持っていた、人任せにしていた、それが、今日  
までの地域社会、そして家庭、学校ではなかったかというふうにも言えると思ひるん  
です。

したが、いまして、もともと家庭も学校も地域の中にあつた、だから、地域の子は地域で育て

いくという、そういうことが暗黙のうちに、皆地域の方々の中にあつたということだと思います。したがって、私はそんな大きく大上段に振りかぶるべきことではないと思っておるわけです。地域の子も自分の家庭の子と同じだという、そういう目が必要ではないかと、そのように思っているわけでございます。よく言われます、昔は近所には怖いおっさんがおって、何かしてたらしかられたと、今は逆ですね、目にしてたのが、どこへ来るかという学校に来るんです。そこで注意をしない、学校にする、言うてくる。せんだつても、そんな事例がございました。火遊びしていると、通報してもらうのはいいわけですが、見てて何も、直接その場で指導はしてもらってない。通報してもらったのは非常にありがたいのはありがたいんですけども、そこに何か地域の人が、地域の人間であるという、そういう意識が薄らえていってるんじゃないか。したがって、地域の子供という、そういう目もだんだんなくなっていってるんじゃないかと思えます。いずれにしても、私はやはり、もう・・・されておりますし、そのとおりでございませうけれども、地域の子は地域で育てるといふ、その意識の中で、できることをやってもらうことだと、そのように思うわけです。声をかけてやること、あいさつをしてやること、それも大切だと思います。確かに、与謝野町の青少年育成会の活動は、非常に私はすばらしい取り組みをしていただいていると、そのように思えます。それは一つの組織としての取り組みであるわけですが、それも非常に社会を啓発していく、そういう意味では非常に大切なことだと思います。しかしながら、それよりも日常の中で、生活の場で、地域の子供たちに目を注いで、そして、いろいろなことを教えてやる、それから諭してやる、それが必要ではないかと思えます。

以前、旧町時代に議会で質問をされました、このことにつきまして。私は、このように一つの手段として、例を挙げて答えさせてもらいました。例えば、村には村役というような、みんなが出て仕事をすることがございます。その中には、子供だってできる仕事があると思えます。事実、どこな、江陽中学校の方が地域の区長さんを回って、そういう機会があつたら参加させてくださいということ、校長の方が区長さんに頼みにいまして、そして、ある区では区の仕事のときに中学生を参加させて共同で仕事を、作業をしておりました。やはり、その作業をするという中に必ず黙って仕事はしません、だれも。必ず会話をしていきます。対話していきます。そこに子供たちと大人のつながりの場ができるということをお願いすることがあるわけですが、改めて大上段に振りかぶってどうしなければならないということではなしに、私たちの日常生活の中に、子供たちを健全に導いていく場はあると思えますし、方法はありますので、どうか地域で地域の子は育てるんだという、そういう機運を高めていただければありがたいことだと思いますし、学校は学校としての責任を果たしてもいけると、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 先ほど、下條村のことを申し上げましたけれども、ホームセンターに研修に行かせたという話ですね。ここの村は、それだけでは終わらないんですね。その次に何をされたかと言いますと、住民の意識改革、ここまできかれたんです。やはり住民も変わらなければいけないと、そういう時代になってきたというふうに思っております。そのためには、まず役場が変わる、職員が変わる、このことが大事だろうというふうに思えます。先日、島根県の邑南町、つい先日

なんですが、命の里という事業がありまして、それで行かせていただきました。地域連携のことについて勉強させていただいたんですけれども、その役場に入った途端、皆さんあいさつされるんですね。「こんにちは、いらっしやいませ」と、10何人の中の、私も一人として行かれたんですが、ほかの方も全部驚いておられました。研修がもう終わる寸前に、私は説明していただいた職員さんに伺ったんです。こうして皆さんあいさつされるのは何ですかと、そうしたら、この町も合併したんですね、合併したら、だれがどうだかわからん、よその町から、違う所の町の役場に来たら、何が何だかわからんけれども、とりあえず町長の方針であいさつだけは元気よく、力強くやれと、こういう方針でのぞまれたから、職員は今みんなあいさつをしていますと、こういう報告をいただきました。

今、町長の2回目の答弁では、あいさつはできていると思っているというふうに答弁をされました。先日、総務委員会があったんです。総務委員会を開いたんですけれども、その中である議員さんが、住民の方から聞いてますと、役場に行っても職員は声が出ん、あいさつせん、こんなことではだめだと言って、地域で私はおしかりを受けてますと、こういう発言をされた議員さんもおられます。それは意識改革だとか、研修だとかあります。しかし、それ以前に基本は、あいさつだと、私はこのように思っていますので、ぜひそのところはもう少し、町長、力を入れてやっていただきたい。

松下電器の松下幸之助さん、この方はもうお亡くなりになりましたけれども、松下語録として有名なんですね、松下電器は人材を育て人をつくっています。あわせて電気製品もつくっておりますと、こういう松下語録を残されました。いかに人を大事にし、人を育てられた企業であるかというふうなことであります。

それから、ある自治体の首長さんですね、その方は職員を前にして、こういう訓辞をされた。幹部職員はもっと知恵を出せ、知恵がないものは汗を出せ、知恵も汗も出ないものは辞表を出せと、こういうふうに叱咤激励されたんです。町長、これぐらい、やっぱり職員にはハッパをかけていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

教育長、答弁いただきました。これも、私は人の受け入ればかりで申しわけないんですが、専門家の先生がおっしゃっているんです。これは大きなテーマだと、子育ての大きなテーマだというふうにおっしゃっているんですが、昔の親が子育てに熱心で、今の親が熱心ではないのかということについては、いや決してそうではない、むしろ親が子供に関心が高い余り、子供の心が育たなくなっているのではないかというふうに指摘をされています。どうすれば、子供の心を健康に育てることができるのか、これは子育ての大きなテーマだというふうにおっしゃっています。

今、対暴力教師のお話もありましたけれども、全国的には、いわゆる対暴力教師に対して、うつになり、やめられた先生がおられるというふうな全国事例があるわけですが、当町では、そういう事例があるのか、ないのか、そのことをお聞きして質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに、今田議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

昨日でしたか、上山議員さんの、あれにも少しお話したかと思っておりますけれども、やはり新しい町、いい町をつくっていかうと思うと、そこに住む人たちが、自分たちで町をつくっていくんだという、そういう意識を持つことが大事だろうと思っておりますし、そうした人を育てるには、まず、

その役場の者が率先した、そういう意識改革を進めていく推進者にならなきゃならない者たちが、皆さんからご指摘をいただくということについては、やはり非常にはずかしい部分もあろうと思います。人間として、そうでなくても、やはりあいさつをきちんとするということは、もう大事なことだというふうに思いますので、職員に対しましても、今まで以上にそうしたことを強く言っていきたいというふうに思いますし、もし、皆さんの、議員の皆さんも、それはその職員をしかるという意味だけではなく、いい町をつくる第一歩だということで、そういう職員がおりましたら、即注意をしてやっていただきたいと思います。子供でもそうですけれども、後で言われてもわからないものですから、その場で、やはりあいさつはというようなことでもいいですし、やはりみんなでそうした盛り上げをしていっていい町になるように、ぜひ議員の皆さんにもお力をお借りしたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

幸いにして本町には、そのような生徒とのトラブルで教職を辞すという教員は、今のところございません。しかし、危険性は多分にございます。それは、俗によく言われます、いわゆるクラス経営がうまくいかない、その子供たちが学級崩壊と言われてるような状態、それからもう一つは、言葉は不適切かも知れませんが、モンスターペアレンツと言われるような保護者との対応、そうしたことで、特に若い教職員は非常に悩みを多く抱えていることは事実ですから、一歩間違えば、そのような、うつのような状態になっていくと、病気になっていくという、この危険性は常にはらんでおると認識しておりまして、そして指導の方につきましては、学校がいろいろな問題に対して、組織的に対応するよにということを行います。つまり、一人の担任なら担任、一人の教員だけのせえにするなど、学校全体で受けとめていくよにと。

それから、また個々の教員には、抱え込むなど、いつまでも抱え込んでおくと、必ず相談をしていく、また同時に今度は校長の方には相談ができるよな、そういう職場をつくれという、そういうふうに指示しながら、そうした不幸な事態が生じないよ、指導しているつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

13番（今田博文） 終わります。

議長（森本敏軌） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

10時55分再開します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午後10時55分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

井田議員。

9番（井田義之） それでは、歓呼の声に送られながら一般質問をやらさせていただきます。

本日は、二つの項目についての質問をさせていただきます。

まず、入札制度の見直しという格好でやらさせていただきますけれども、過日から不況対策とか景気対策、活性化についての、いろいろな質問がなされました。私もその一環かなというふう

に思っております。入札制度につきましては、私も議案審議の中では、いろいろとやらせていただいておりますけれども、こうして一般質問で改めて取り上げさせていただくのは初めてでありますので、答弁の、しっかりとしたいい答弁を期待しながら質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

与謝野町の実態ですけれども、建設業関係で働いておられる方々、家族を養っておられる方々が町民の中の1割、10%おります。この10%という人数につきましては、福祉の現場で働いておられる方も大体1割、同じ人数の方が建設業関係で働いておられるということでございます。

また、当町におきましては請負契約、いわゆる建設関係の請負契約のうち、大体80から90%が公共事業であると、公共事業の縮めるウェートというのがいかに大きいか。例えば都会ですと、大体、民間企業の大きな企業もありますので、大体40%から60%が公共事業で、あとの半分は民間企業であるというのが実態です。入札といいますと、どうしても、かつて悪いイメージの談合、談合ということで、大変悪の根源のように言われてまいりましたけれども、ここ数年は、そういう状態はないと、逆に言えば、その話し合いとか、談合とかいうものがないばかりに、いろいろな意味で発注者側も、また業者の方も苦しんでおられる、入札制度の改革というのには、これは未来永劫の、私は大きな課題であろうと、私自身も、これがベストであるという感覚とはわかりません。ただ、今、そういう状態を打破するために、国もですし、また京都府、それから市町村においても入札制度の改革に、いろいろと頭を痛めておられるというのが現状ではないかなというふうに思っております。

京都府におきましては、やはり府民を守る、府の安全を守るという意味で、府内の業者を、できるだけ工事が回るようにしたいということですし、市町村におきましても、市におきましては市の、市内の業者、町村におきましても町内の業者ということで、私も、これまでから申し上げてきましたのは与謝野町の、いわゆる業者につきましても、やはり災害やとか、防災だとか、いろいろな意味で、業者がなくなれば困るん違うかなと、従来は業者の育成、育成ということを言いましたけれども、今は守ることが大切やないかなというようなことを申し上げてきました。総合計画の中でも、いわゆる循環型社会を形勢するというのが我が町にも入ってきております。これはやはり自分とこの分については、自分とこの枠の中で、何とか回していくのが一番いいんやないかなというのが総合計画の中の文言ではなかろうかというふうに思っております。

だけど、今、一般に、この間の政権交代でもありますように、建設業の国交省ですか、国交省の予算のカットが事業見直しの中でも一番大きな要素になっておりますし、また、過日の補正予算の中でも法人税が40%ぐらい減るという状態です。そういう中で、まず、減らされていくのが公共事業、先送りをされたり、ストップをされるというのが、今の現状ではないかなというふうに感じております。そういうときであるからこそ、なおさら、先ほど言いました与謝野町の10%、1割の方々が働いておられる職場の確保をいかにするか、これは織物業なんかの関係から言いますと、まだまだだという声もあろうかと思っておりますけれども、それとはまた別の意味で、先ほど言いました安心・安全の立場から言うても、そういうことが大切だなというふうに感じております。

京都府におきましても、いわゆる過当競争で地域の安全を支える建設業が疲弊すれば、長期的に区民に不利益となるというようなことで言っておられる新聞記事も出ております。やはり特定、



特別の業種であるということも一つの前提条件として、私は言っておきたいなというふうに思います。

そこで、入札制度の見直しということで、質問に入らせていただきたいわけですが、新町になってから、本当にいろいろと入札制度の見直しで頭を傷められながら、今が最善であろうという制度を施行をされておりますけれども、最低制限価格のことで、最低制限価格につきましても、やはり工事の補償という意味では、大変大切な要素であろうというふうに思いますけれども、これを事前に公表されておりますので、現在の与謝野町の状態を言いますと、ことしの10月、10月の入札が21件施行されました。21件のうち、19件が最低制限価格によるくじ引きです。それであと2件あるわけですが、あと2件のうち1件は、いわゆる近隣の業者が1社、あとは福知山、舞鶴の業者で、総金額が200万円ほどで、舞鶴、福知山から来ても合わないだろうということで、その方々が、どうなのか、もう放棄をされたような、放棄したと言うたらしかられますね、そういう、いわゆる取る気のない金額を入れられて、これは入札が成立をしたということです。私はくじ引きというのは本当に、いわゆる競争入札、一般入札もそうですし、指名競争入札でもそうなんですけれども、競争入札という言葉に、本当に合っているのかどうか、また後ほど申し上げたいと思いますけれども、実際に最低制限価格を公表しておられるところは、今のところは、まだ少ないというのが実態です。それは最低制限価格を公表されておきながら、こういう事態が起きてきて、くじ引き、運を天に任せるというような状態になっておると、やはり、この制限価格の設定は必要ですけれども、事前公表ではなしに、事後公表にしていだけないでしょうかというのが1番目の質問であります。

次に、先ほど言いました地域循環型のことを言いますと、それからまた、各自自治体については、やはり自分とこの、地元の業者を守って、地元の働き手を確保したいという点から言いますと、地元が有利になるためには、何をするかと言いますと、総合評価方式です。

京都府におきましても、いわゆる総合評価方式で、いわゆる地元貢献度を10点ぐらい付加しながら、その10点によって、以前ですと、現状を言いますと、実施した17件のうち、その総合評価方式で逆転したのが8件あると、17件のうち8件は総合評価方式で逆転をしたという例も挙げられております。そういうことを考えるときに、やはり総合評価方式も地域の貢献度に対して、ある程度のことを考慮しながら、例えば、全業者が最低札であったとしても、その辺のところは考える余裕がないのかどうか、そのことについて2点目の質問とさせていただきます。

それから、3番目に地元業者の育成ということで上げております。これにつきましては、例えばということで書いておりますけれども、JV方式、大手は、大きな事業の場合にはJV方式を採用しております。以前は、京都府の事業におきましても、大手が来て、それに地元の業者が必ず入るというようなJV方式をとってきております。過日といたしますか、せんだっていろいろな入札がなされました。特に下水道、水道については大きな工事が出ております。それに対して、下請に、いかに地元の業者を使えるかというのが皆さんの中からの質問の多くに出ております。だけど、私は一歩進んで、与謝野町で発注する工事については、地元業者がJVの一員として入ると、それが8、2であっても、9、1であっても、やはりそこに入りながら、この仕事については、こういう方法で仕事をできるんだなというノウハウをJVの中で吸収をしていくと、それが地元業者の育成であり、また地元間違いなしに金が下りてくる。地元の業者の職員が働ける

大きな要素であるというふうに思っておりますので、そういう意味でJ V方式を検討できないかということ、これも地元が、地元業者が必ず入るJ V方式の検討ができないかということ質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に大きな方の2番目ですけれども、政権交代と町財政についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これにつきましては、この一般質問の中でも服部議員なり多田議員なり、また小林議員からも質問がいろいろとありました。私はちょっと視点を変えながら質問したいというふうに思いますけれども、重複する部分があるかもわからないというふうに思います。

いわゆる7日間ですか、にわたる仕分け事業が終了しました。これについて、私は大きく評価したいのは、やはり国民の関心を政治の世界に引っ張り込んだと、国政の中に、国民の関心を、すばらしく多くの方を引っ張り込んだということについては、大きな評価をしたいなというふうに思っております。ところが、その仕分け作業につきましては、いろいろとそれぞれの思いはあろうと思うんですが、その仕分け作業の後、声の大きな人、また、実績のある人が言われると、また、いろいろな見直しが出てくる。見直しがあって当然だろうと思うんですけれども、見直しがあるということです。過日の町長の答弁の中でも、まだまだ日がわりというのか、1日、1日変わって、けさの新聞でも変わった記事が出ておりましたけれども、1日、1日変わって、不透明だから新年度予算のことについてまで、なかなか今の時点ではわからないということでしたけれども、今、大体決まっておるのが追加経済対策に7.2兆円、7兆1,000億円と、それから国債の発行が4.4兆円以内と言うておったのが、5.3兆5,000億円、それで、ことしの年度末では6.0兆円の国債の発行になるだろうというようなことは、大体決まっておるんやないかなというふうに思っておりますが、そこで町長にお尋ねしたいのは、この間も京都の府議会の中で、山田知事が子ども手当の財源に、地方の一部負担を検討していることについて、議会の中で異論というのか、不平の答弁をなされておるようでございますし、また、きのうの新聞では、きのうの新聞ですか、地方六団体が、この地方の負担を減らすというのか、なしにするように国の施策に対して、地方の負担はおかしいというようなことで、要望書を上げられたんだらうというふうに思います。地方六団体の中には、町長も入っておりますし、我々、議会も入っておりますので、それはそれとして頑張ってくださいとるなということですが、そういうことをやりながら、できるだけ与謝野町として、今度の制度改革の中で、何をしなければならないのか、どのように動かなければならないのか、そういう観点があれば、お聞かせ願いたいなというふうに思っております。

といいますのは、過日、小林議員の質問にもありましたけれども、いわゆる与謝野町は自主財源が28%、72%については依存財源に頼っておると、その依存財源の多くを交付税がウェートを占めておるわけですから、町長は交付税は安定のような答弁があったように思うんですけれども、これ私の聞き間違いだったらご勘弁願いたいと思いますが、交付税についても確定では、私はないというふうに、私自身は感じております。そういう意味も踏まえて、現時点における新年度の予算編成に対する影響と、また町長としての今の動き、どのようにして与謝野町を守っていくとされておるのか、その辺を質問をさせていただきまして、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 井田議員ご質問の1番目、入札制度の見直しについて、お答えをいたします。

現状のルールが最善とは言えない、発注工事の減少に加え、最低制限価格でのくじ引きが大半となり、地元業者が危機的な状況にあるとのことで、3点、ご質問をいただいておりますが、まずは、最低制限価格でのくじ引きと、これに関連をいたしまして、入札における競争性についてご説明をさせていただきます。議員もご承知のように、過去の入札においては、最低制限価格の設定がなかったため、入札参加業者の中で一番低い価格で入札したものが落札者になるというものでございました。すなわち、安ければ安いほどいいということで入札を行っていたわけでございます。しかし、適正な工事の成果を求めることは当然のこととして、それだけにとどまらず、市場価格の低下、ダンピング防止、下請保護の観点なども考慮した結果、入札価格保持のために最低制限価格を設けることが推奨されてきたわけでございます。さらには、その価格の具体的な算出根拠につきましても、国土交通省の新公契連モデルになるものが設定されることになり、一般に公表されるまでに至っております。その結果、現在の入札制度においては、従来行われていた自社で受注できる限界の価格を算出し、その価格で競争するというスタイルが大きくさま変わりし、発注者が設定した最低制限価格を探る動きとなってしまったわけでございます。しかも、当町の最低制限価格は、国土交通省の新公契連モデルに準じたものでありますので、だれでも、その基準を知ることができますし、工事費の積算につきましても、単価を含め広く公表されておりますので、入札前に公開しています金抜き設計書、金額を抜いた設計書でございますが、金抜き設計書と設計図があれば、正確な最低制限価格を算出することが可能な状況となっております。これらのことから、当町では最低制限価格前後の数千円の違いを競争させるのではなく、従来から申し上げております、入札における透明性を高めるためにも、最低制限価格を事前公表することといたしております。このことが、業者の積算努力に報いていないとのご指摘でございますが、公表、非公表にかかわらず、業者が受注しようとする上で、積算が必須であることは言うまでもなく、当然のことだと考えておりますし、業者に最低制限価格による入札を強制しているわけでもなく、あくまでも業者自身が本当に施工できる価格で入札をしてもらうことを求めているものでございます。このことにより、数社の業者によるくじ引きが発生することになりましても、それは、入札における競争性が働いた結果であるというふうと考えておまして、その価格なら入札できるという判断を業者自身がしたのであれば、それは既に競争性が働いているということであり、最低制限価格の公表、非公表という点が入札の競争性を阻害しているわけではないというふうと考えております。

以上のことを踏まえまして、当町としましては最低制限価格を非公表とすることは、現在は考えておりません。

次に、2点目の総合評価方式の検討についてでございますが、この方式は現在の入札制度そのものが最低制限価格の探り合いになり、本来の目的でもある業者の力量の競争といった意味合いが薄れつつあることに着眼したものであろうかと思っておりますが、価格だけの基準によらず、さまざまな評価項目により落札者を決定するものであり、現在、非常に注目度の高い入札方法でございます。しかし、ここでいう価格だけの基準によらず、さまざまな評価項目により、落札者を決定するという方式とは、最低価格者を落札者とするという従来の最低価格自動落札方式とは異なり、

工期や機能、安全性などの技術提案をさせて、発注者にとって有利な内容を提案することと、応札額との組み合わせにより、最も高い評価を受けた者を落札者とするものでございまして、当町において、この方式を導入するためには、以前にも申し上げたかと思いますが、評価をだれがどのような基準で行うかといったハードルがございます。さらに与謝野町のような小規模な地方自治体で、総合評価方式を採用した場合、同価格、もしくはそれに近い価格で入札しても、価格より総合評価の内容が優先し、落札者が決定してしまう可能性が高く、常に同じ顔ぶれの中から、常に決まった業者が落札できる状況をつくり出してしまうという懸念もございます。また、議員ご指摘の町に対する貢献度の点数を倍増できないかとのことでございますが、総合評価方式の採用にあっても、基本的には町内業者が対象となりますので、効果が余り期待できないのではないかと考えられます。いずれにいたしましても、当町におきまして現段階で、すぐに導入できるというものではなく、さらなる研究が必要な方式であると考えております。

次に、3点目の町内業者の育成も必要と考える。例えば、JV制度を採用し、町内業者をJVに参加させることで財源を少しでも町内業者についてでございますが、当町では、現在でも町内業者で施工できる工事は、できるだけ分離発注することとして、町内業者を入札に参加させております。

具体的な例としましては、本年度に下水道課所管で実施中の温江地区農業集落排水污水处理施設の工事では、本来一つの特殊工事であったものを機械電気設備工事と、それ以外の土木建築部分に分離をして入札を実施しております。このことにより、機械電気設備部分は専門の町外業者等を対象とし、残る土木建築部分につきましては、町内業者を対象とした入札を実施することで、町内業者の受注機会をふやすこととしております。

また、強制ではありませんが、機械電気設備部分につきましても下請が必要な場合は、可能な範囲で町内業者に声をかけていただくようお願いするなどの配慮も行っております。このことにつきましても、従来から水道課、建設課などの所管工事においても同様の措置を講じております。

ほかにも、有線テレビ拡張事業では、岩滝、野田川地域への光ファイバー網の拡張工事において、幹線部分こそ町外の大手専門業者が請け負っておりますが、枝葉の配線工事や各戸、各家の宅内工事は町内業者が施工することで仕事の機会をふやすとともに、技術力の向上に結びつけていきたいと考えております。

当町では、今後も引き続き、こういった取り組みを続けることで、町内業者の育成につなげていければと考えております。議員からご提案のありましたJV制度につきましては、平成20年7月の町道明石香河線改良、その旧工事において当時の町内の土木業者を対象として実施をした経緯がございます。運用に当たりましては、町内業者同士でJVを組むことでさらなる経済の循環につながるのであれば、引き続き研究の対象にしていきたいと存じております。

以上、3点、私へのご質問にお答えしましたように、現状のルールが当町の現在、考える範囲においては最善策と判断をしておりますが、これからも引き続き指名委員会や事務局ではさまざまな情報を収集し、そして、調査研究を進めてまいりますので、どうかご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私へのご質問であります2番目の政権交代と町財政につきましてお答えいたしま

す。

マスメディアで連日報道されております事業仕分けにつきましては、服部議員、多田議員、それから小林議員のご質問でも触れられており、それぞれでご説明いたしております。そのような中で、事業仕分けが本町における新年度予算に対して、どれぐらいの影響があるのかということでございますが、事業仕分けで選定されております447事業のうち道路整備事業、下水道事業、河川改修事業、水道施設事業、地方交付税など、かなりの事業項目が本町にとっても関連しているようでございます。特に地方交付税につきましては、仕分け人に18名の委員全員が抜本的な見直しを行うという結論に至っており、今後、どのようになるのか、大変不安になります。この事業仕分け作業では、具体的にどのように見直すかということまでは踏み込まれておりません。

また、事業仕分け後の報道によりますと、事業仕分けを生かすのは8割とか、復活予算を目指すなどと伝えられております。このように事業仕分けが最終的にどのように生かされるのか、現時点では未定であり、それに対して本町の当初予算編成にどれぐらいの影響があるのかわからないというのが正直なところでございます。

なお、この事業仕分けの例に挙げました道路整備事業、河川改修事業、水道施設事業などは特に政治的判断の部分が多くを占めているというふうに考えております。このため、来年4月に町長、あるいは町議会議員の選挙を控えまして、新年度予算は政策的なものを除く骨格予算となりますので、事業仕分けの結果を考慮したものにはならないというふうに思っております。

以上で、井田議員さんへの1回目のお答えとさせていただきます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、副町長にお尋ねをしたいというふうに思うんですけども、先ほどちらっと言いました最低制限価格については、これは必要なんです。最低制限価格は必要なんですけれども、今、京都府内の現状を見ても、最低制限価格を事前に公表しておる自治体、これは宇治市、城陽市、京田辺市、大山崎町に、あわせて与謝野町、この五つだけなんです。後は最低制限価格は設定しておりますけれども、事後に公表しておるということです。

京都府も大分前ぐらいからね、公表はやめました。これがどっちがいいかという、確かにいろいろな議論はあろうと思うんですが、今の状態だと、業者の方がそれを喜んでおられるのかどうかかわからんですが、結局、もう最低制限価格が公表されて、それに札さえ入れれば、後はくじ引きでどうにかなるという状態ではないかなというふうに思うわけです。できれば、最低制限価格の積算基礎も国交省のモデルがあって、そのモデルの中でやっておられるというのも、私もよく存じ上げておりますけれども、そういう中でやっぱり自社の能力において入札、応札金額を、積算をしながら札を入れて入札に参加をすると、そして、その中で確かに京都府でもそうですし、ほかの自治体でも、もう何千円の差、ときには何百円の差で落札をされとるのがあります。これでも、取れなんだところは納得がいつとるんです。納得して、ああこれであかなんだと、もう一遍、もっとシビアに細かい計算をしなければならぬ。これが私は競争入札の基本ではないかなというふうに思っておりますので、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。これについて、考え方も、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、総合評価方式ですけれども、確かに金額が、一定の場合に総合評価によってすべてが変わるということですが、例えば、与謝野町が今やっておられる、これはもう全然話は変わるんですが、指定管理の部分についても、ほんなら与謝野町が持ち出し金額が一番少ない業者に決定されとるか言うたら、そうじゃないんですね。ある一定の評価をしながら、それで、その業者にすると。ただ、この総合評価方式の難点は、例えば宮津管内であれば金下建設が一番高いんですね。だから、全部、金下建設にいつてしまうとと同じ札だったらという難点はあります。だから、取ったところに対しては、ある程度遠慮してもらおうというのか、その辺のところも、これは行政としては大変難しいことだと思うんですが、今、業者間でそういう話が一切できないんですね。できる状態じゃないんです。だから、その辺のところを、私は生き残るために、業者が生き残るために、どうしなければならないかという、いわゆる庁舎の観点もそうなんですけれども、庁舎内の観点もそうなんですけれども、業者の立場になっても今、真剣に考えなければならない時期に来ておるんじゃないかなということで、こういう提案をさせていただいたということです。

それから、最後の、いわゆる業者の育成、これは副町長が言われたように、確かに明石香河線ですか、JVでやられました。これは大体、トップの業者のJVですので、フィフティ・フィフティのようなJVです。そうではなしに、私が申し上げておりますのは分離発注も結構です。分離発注も結構です。水道にしても、下水道にしても、電気工事にしても、大手が入ってきて、その下請をやらせていただくか、一部だけを下請するというのでは、業者の育成という、私が上げております業者の育成ということにはならないですね。やはり監督が一人でも二人でも、そこに行って勉強すると、先ほどの職員の勉強じゃないですけれども、そこに行って勉強することによって、その業者の技術力が上がるわけです。そして、この次には、これくらいの工事なら、与謝野町内の業者でもできるんだという実績をつくるのがJV方式の一つの大きな目的なんです。だから、これについては、やはり私は、ぜひとも考えていっていただきたいなど、下請をやっていても技術力は上がりません。それから、またどうなのか、いろいろなほかの方法では、なかなかもう技術力の向上というのは、育成というのは難しいと思います。JV方式が一番いいやないかなということで、言わせていただいておりますので、その点を勘案の上、先ほども、これが最善ということではあるけれども、見直しもやらなければならないかなというような言葉もいただきました。ぜひともその辺のところを考慮しながら、頑張ってもらいたいなというふうに思います。

次に、町長にお願いをいたします。

先ほど、町長、交付税についてのことを言われましたけれども、これも今、事業仕分けの中で各方面から出ておる、これについては何とかならないかなというのが出ておる中の、与謝野町に関係するだろうと思われる部分ですけれども、道路整備事業、これ1兆2,000億円ほどの見直し、バスの運行対策補助金73億円、これは国レベルで言うておりますので、当町に与える影響というのはわかりません。

それから、地方交付税、先ほど言われた17兆円、それから子どもゆめ基金21億円、これらが今、見直しの中で与謝野町に関係してくるだろうという部分です。それにもう一つ大きなのが、暫定税率の撤廃があれば、地方部分についても1兆7,900億円という入りが、これもなしに

なっていくわけですね。そして、先ほど町長の言われた交付税ですけれども、交付税の今の税率の内訳は、結局、所得税と市税が32%、法人税が34%、消費税が29.5%、たばこ税が25%、この税が今、減る傾向にありますね。実際に国が集める金についても減ると、ということはこのパーセンテージが交付税算入の計算の中に入るとしたら、いわゆる与謝野町に下りてくる財源も減ってしまうわけですね。この辺のところを、今の現状の中で、だから、先ほど言われたように、私自身も日進日歩の状態の中で、本当にどうしていいんだろうというのは、雲をつかむような話だろうというふうに思いますけれども、暫定予算を組まれるにしても、一定の今、やっておかなければならないこと、今、ちまたでは、小沢詣がはやっておるとというのが新聞でもどんどん出ておりますし、テレビでもやっております。小沢詣とまではいかななくても、やはり地方自治体のトップとして、どういう行動を起こさなければならないのかなというあたりの町長の思いがあれば聞かせていただきたいし、また我々議会に対しても、いろいろな意見書等ぐらいしか、我々としては、今の段階では出せんと思うんですけども、こういうようなものを、意見書を出しておいた方がいいんじゃないかなというようなことがあれば、与謝野町を守るために方法をお聞かせ願えれば大変ありがたいなという意味で、この質問をさせていただいておりますので、その辺の答弁をお願いをしたいというふうに思います。以上で、2回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 幾つか、再質問をいただきました。お答えをしたいと思います。

まず、最低制限価格についてでございます。議員も言われましたように、最低制限価格そのものは、当然必要だけれども、事前公表についてはいかがなもんかというお話でございます。

議員がおっしゃいましたように、現在、府内でも幾つかの市や町で事前公表をされておられます。この問題につきましては、確かに議員がご指摘をされる、そういった懸念もございましたので、指名委員会の中では、まず最低制限価格を設定するべきかどうか始まりまして、設定するべし、じゃあそれを事前公表するべきか、事後公表とするべきか、この間、何回も委員会の中では検討をしてみました。その中の意見としては、今、議員がご指摘のような意見もございました。そんな中で、最終的には、入札における透明性を高めるために、やっぱり事前公表をしようという結論になったわけでございます。

それから、最低制限価格につきましては、今年度、21年度について、国の国交省の新公契連モデルの単価が上がりました。そういった場合には、本町におきましては、もう速やかに新しい単価を反映しておりますし、いましばらくは最低制限価格を事前公表するというところで考えていきたいと思っております。

それから、総合評価方式についてのご質問でございます。このことにつきましても、先ほどの最低制限価格の事前公表同様に、業界からは、いろいろなご意見をちょうだいいたしております。指定管理者制度を引き合いに出されまして、その金額だけではなくて、総合的に評価ができないかという趣旨でございますが、先ほど申し上げましたように、確かに総合評価方式が一定、メリットといたしますか、そういったものもあるというのは承知をいたしておりますけれども、これもこの間、指名委員会の中で、それこそ議論をする中で、先ほど申し上げましたような懸念もございますし、最終的には、こういった与謝野町のような小規模な自治体で、そして業者数が都市部ほど多くない中では、やはりまだなじまないし、いろいろな問題があるなということで、採用す

るには至っておりません。さらなる研究が必要だというふうに思っております。

それから、最後にJVのお話をされておりました。議員がおっしゃいましたように、JV制度を採用しました場合には、例えばA級の業者とB級の業者が一つのJVを構成をされまして、そのJVが落札をされますと、A級の業者の指導によってB級の業者の技術、レベルもアップをします。そういった議論もする中で、まだ1件しかございませんが、先ほど申し上げましたような明石香河線で一度やった事例がございます。町内業者単独でできるものにつきましては、単独で指名入札をやっておるわけですが、一定、大きな事業につきましては、議員が言われたようなメリットもございますので、今後も引き続きJVを模索していきたいというふうに指名委員会では話し合っておりますので、そのことを申し上げて答弁にかえさせていただきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 井田議員さんの二度目のご質問にお答えいたします。

非常に、今後どうなるかということが非常に予測しにくい、正直なところ一般の国民の皆さんと同じようなレベルにしか我々もないわけで、情報もないわけでございます。しかし、そうした中で、先日もちょっと言いましたように、この11月は本当に毎週3日間ほど、東京のいろいろな大会に出させていただきました。全国の治水砂防促進大会、地方六団体地方分権大会、京都府町村会、あるいは全国町村長大会、簡易水道、国保制度、下水道、あるいは町の方で岩屋峠に対します要望活動、あるいは治水事業促進全国大会、そのほか、全国史跡整備市町村協議会、これらを、それぞれ大会に参加して、なおその後、ものによっては手分けをしまして、それぞれの要望活動をいたしました。今までと変わっておりますのは、今までですと財務省、国交省、あるいはそのほか、それぞれの省庁に対しまして要望をいたしましたし、その後、議員会館の方の、それぞれの議員、地元選出の議員さんのところにお世話に、要望を届けたりいたしました。しかし、今回は、そうした国の機関には一切行かない、そして議員の方々のところに要望をするというように形が変わりましたし、我々の要望を一体、どこへ届けたらいいのかという、そういった状況でもございました。そういう中で一定の方向として、今言いましたように、もう一切、そういう国の機関には行かないということですが、幸い国土交通省は、京都出身の前原大臣でございます。服部議員さんなんかのお力添えによりまして、直接はお出合いできませんでしたが、国の方への要望も行かせていただくことができました。そういう状況の中で、今後、どのように我々のところに、それぞれの事業に影響してくるかということにつきましては、本当に何回も言いましたように、今の進行されている中でつかみかねてるというふうに思っております。しかし、刻々と報道されます中身を見ておきますと、第二次補正等もいろいろと考えられているようでございますし、その中で今、町で計画しております中身で、ぜひ今年度中に、できれば取り組みたいものにつきましては、前倒しをしてでも、その予算を取っていく努力はしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、ただ、新年度予算につきましては、今、言いますように、わからない状況の中でございますし、なおかつ我々も春には審判を受けるときでございますので、恐らく新年度予算の、そうした骨格予算はですけれども、政策的なことを盛り込んだ中身につきましては、6月議会あたりでしか提案ができるような状況ではないのではないかとこのように思っております。そういう状況で、常とは少し違った、今までとは違った取り組



み、対応を我々もしていかなければならないというふうに思いますし、一町でやってましても、なかなかでございますので、やはりそれらは意を同じくする皆さんとともに、町もですし議会も一緒に要望できることがあれば、それは取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

また、その予算がある程度、我々の思いとして、つきますように、それに対しては非常に期待をしているところでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後に少しだけお願いいたします。

副町長、今の方法が町としてはベストということなのですが、先ほど私、ちらっと言いました、それに対しての答弁なんですけれども、いわゆる今のくじ引き方式、いわゆる10月だったら95%がくじ引きで決まると、この方法が役場のためにはいいのか、それとも業者にとっても最善だと思っておられるのか、このことだけちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、町長、もう1点だけ。地方六団体、先ほど言いました、この地方六団体の動きというのは、私は今後、物すごく大切なことだろうというふうに思います。地方六団体が一つになって、やっぱり要望していく、結果があかなんでも、これは民主党の政権ですのでね、結果がどうなるかは、それは別にしまして、やっぱり地方としては、地方六団体の中で、みなが合意する分については、要望を続けていただきたいなというふうに思うんですけれども、その件について最後にお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） くじ引きについてのご質問でございますが、最低制限価格で複数の業者、もしくは最低制限価格に近い価格で、たまたま同じ業者があった場合、現在はくじ引きで決定をさせていただいてます。総合評価方式などを採用してない現状の中では、いいのか悪いのかと言われても困りますけれども、公明正大に落札者を決定するには、それしか仕方がないのかなというふうに思っております。

9 番（井田義之） 業者にとってどうなのかというあたりは。

副町長（堀口卓也） 業者にとってですか。

2回のくじ引きをするわけですが、最初が、くじを引く順番を、まず決めて、その順番に従って一番若い番号を引いた方から2回目、ほんまのくじ引きをされるわけなんですけれども、一番若い番号を取られた方が落札者というルールなんですけれども、業者にとって、どうかというお話ですけれども、そういった手順を踏んで、結果、そういうことになれば多少の不満は残るかもしれませんが、公明正大にやられた結果なんで、仕方がないなということで納得をしていただけるのではないかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおり地方六団体の、この集まりといいますか、この大会を含めて、その団体の意思というものは一致しておりますので、そうした中での、大きな国に対する、ものが言える団体だというふうに思っておりますし、それともう一つは、やはり京都府下の町村会の、また地域の課題というのもございます。そうした中で、広く京都府全体の、そうした要望書を京都府を通じて、また幸いなことに全国町村会の副会長が、京都府の会長であります汐見井出町長でございます。そうしたことで、我々の思いというのは全国へも、会長を通じて強力に言ってい

ただいているようでございますので、そうした団体等に対しまして、我々の思いをやはり持っていく、持ち上げていくということが大事な運動の一つになるのではないかというふうに思っております。

9 番（井田義之） 終わります。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

次に、本日追加議案、議案第166号と議案第167号が提出されました。

以上、2件を上程し、これを議題とします。

日程第2 議案第166号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第166号 災害復旧事業の施行について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年8月に発生しました台風9号により被災した農地、農業用施設のうち、町営で行うこととしております本災害復旧事業につきまして、早期に事業着手できるよう、土地改良法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。土地改良法において農用地、または土地改良施設の災害復旧は土地改良事業の一つとして定義されておりまして、これを行うに当たりましては、土地改良法の規定により議会の議決を得て京都府知事に協議し、その同意を得なければならないというふうにされております。

施行位置及び事業量は別紙（1）、事業の細目を記載しました書面は別紙（2）のとおりでございます。参考資料として位置図を添付しておりますとおり農地7カ所、施設2カ所の計9カ所となっております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第3 議案第167号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第167号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1,180万円を追加し、総額を120億5,010万4,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目じん芥処理費では、廃棄物処理施設管理運営事業を597万4,000円追加いたしております。現在、野田川最終処分場の遮水シート破損箇所調査を実施しているところでございますが、破損箇所が特定できない状況でございます。そのため今回、補正をお願いいたします額につきましては、破損箇所が特定できない場合でも対応できる薬液注入による修繕を想定し、計上いたしております。

破損箇所特定につきましては、引き続き調査に当たり、会期中に特定できましたら、別途ご報

告させていただきたいというふうに考えております。

第5款労働費、第4目経済危機対策費では、消防防災施設整備事業を211万円追加いたしております。これは今年度地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の一つとして、4基の防火水槽の新設を計画しており、設計監理業務につきましては、建設課で対応を予定しておりましたが、8月の災害により多くの災害復旧工事が加わり、対応が困難な状況になりましたので、外部委託するための費用を追加いたしましたものでございます。

第10款教育費、第2項小学校費は、小学校施設整備事業で山田地区在住の方から、山田小学校の遊具の整備に役立ててくださいと100万円ものご寄附をいただきましたので、第15節工事請負費に同額の100万円を追加いたしましたものでございます。

第11款公債費、第1目繰上償還元金では、公的資金の借りかえにかかる小井根住宅整備事業及び江陽中学校建設事業の繰上償還にかかる経費を883万3,000円追加いたしております。

第2目利子借入金償還利子では20年度借入債が当初見込みより利率が低く借り入れることができたこと等により600万円減額いたしております。

第12款予備費は、11万7,000円減額し調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。

第16款寄附金、第9目教育費寄附金では、小学校整備指定寄附金を100万円追加いたしております。先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、山田小学校の遊具の整備に役立ててくださいとの寄附があったものでございます。貴重なご寄附をいただきました方に対しまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

第20款町債では、総額で1,080万円追加いたしております。これは地域活性化経済危機対策債が事業費の増額に伴い200万円追加しているほか、繰上償還に伴う公的資金借りかえを880万円追加いたしております。なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。よろしくご審議の上ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月15日、午前9時30分から開議しますので、ご参集を願います。

大変ご苦労さんでした。

（散会 午前11時59分）